

座間味村海域安全隊委託業務仕様書

この仕様書は、座間味村内の遊泳者の監視業務に必要な事項を定めるものであり、本書に定めのない事項にあっても委託者が業務遂行上必要があると認めたものについては、業務受託者は契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

- 1 業務場所 座間味村 座間味島 ①古座間味ビーチ
②阿真ビーチ
阿嘉島 ③北浜（ニシハマ）ビーチ
- 2 業務期間 平成 27 年 4 月 24 日～平成 27 年 10 月 31 日（191 日）
- 3 業務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- 4 監視人数 祝祭日及び 7 月 18 日から 8 月 31 日の間は各 3 ビーチ 2 名以上
その他平日は各 3 ビーチ 1 名以上
- 5 積算上限額 12,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 6 業務内容
 - (1) 業務場所の監視、パトロール（来場者数の把握）
場所：座間味島（古座間味ビーチ、阿真ビーチ）
阿嘉島（北浜ビーチ）
 - (2) 事故防止のための安全指導及び環境保全に関する指導
安全指導および、サンゴ保全の指導等
 - (3) 遊泳禁止条件での遊泳に対する警告、指導
遊泳禁止の際の遊泳者、飲酒遊泳等
 - (4) 遊泳禁止区域での遊泳に対する警告、指導
 - (5) 事故発生時の救助活動及び危険と判断された遊泳者の誘導及び指導
事故への対応（救助、応急手当、医療期間への通報等）
悪天候時等（台風や前線通過、及び各種注意報警報発令時）
 - (6) 傷病者に対する応急措置
 - (7) 迷子の捜索
 - (8) 業務場所での放送活動
遊泳者に対してのお知らせや、注意喚起

(9) 美化活動

監視場所のビーチクリーン等

7 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

- ① 受託者は業務の遂行にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は村に賠償金を支払い、村は契約を解除することができる。

(2) 再委託の禁止

- ③ 受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ④ 業務の一部を請け負わせる場合は事前に村の承認を得ることとする。

(3) その他

- ① 受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- ② 従事者の身元、風紀、衛生、作業、規律、安全に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が責任を負うものとする。
- ③ 従事者が故意または過失によって建物、備品類等を破損または亡失したときは、その損害を賠償するものとする。
- ④ 毎月末日、業務終了後に報告書を提出するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、および本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、村と受託者が協議し定めるものとする。

